

GIFU HOZEN

岐阜県産業環境保全協会報

1998／第34号

平成10年3月31日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

薔薇 ハイネス雅ミヤビ



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目 次

特 集 岐阜県環境保全率先行動計画 (新ラブ・アースぎふ運動) の策定

岐阜県衛生環境部環境管理課 1

特 集 平成10年度廃棄物対策課産業廃棄物関係事業の概要

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課 2

特 集 平成10年度環境総務課 産業廃棄物指導係主要事業の概要

岐阜市生活環境部環境総務課 4

特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策

各務原市長 森 真 5
本巣郡穗積町長 松 野 幸 信 6

協会だより	第17回通常総会	7
	産業廃棄物業務功労者表彰	9
	第4回広報編集委員会・第2回適正処理委員会	
	第2回研修指導委員会・第3回総務委員会	
	第4回理事会・第2回理事長、委員長会議	10~11
	新規加入会員の紹介	12
	平成10年度事業方針	13

解 説 産業廃棄物Q & A 17

お知らせ	平成10年度厚生大臣認定各種講習会開催日程	21
お知らせ	マニフェスト購入の手続きについて	22
編集後記		24

表紙写真 薔薇 ハイネス雅(ミヤビ)

このバラは、1993年岐阜県農業総合研究センターで育成され、皇太子殿下と雅子さまのご成婚を記念して岐阜県知事が命名したバラです。

ピンク色大輪で花弁数が多く、刺の少ないことが特徴です。

(写真提供・花スタジオ「本巣郡巣南町古橋」)

岐阜県環境保全率先行動計画 (新ラブ・アースぎふ運動)の策定

岐阜県衛生環境部環境管理課

「環境にやさしい 自治体を目指して」

1 策定の趣旨

近年、地球温暖化や廃棄物等の環境問題が益々深刻化し、環境保全に向けた積極的な対応が必要となっています。

本県では、県機関が自ら実践する環境保全活動「ラブ・アースぎふ運動」を平成2年度から展開してきましたが、今回、この運動を拡充・強化し、さらにISO14001の考え方を取り入れた「岐阜県環境保全率先行動計画」

(「新ラブ・アースぎふ運動」、以下「計画」という。)を策定しました。

今後、この計画を全所属で実行し、環境にやさしい自治体を目指します。

2 期間

平成10年度から平成14年度までの5か年。
(なお、平成10年1月から試行し、平成10年4月から施行します。)

3 推進体制

環境保全推進本部、部局主管課、各所属における役割を定め、着実かつ効果的な推進に努めます。

計画の特長

行動目標 23の行動目標を設定し、全所属で82の取組を実践〔別添資料参照〕

〔数値目標〕 12の数値目標の設定 (基準は平成9年度)

- ・一般廃棄物処分量の20%減
- ・コピー用紙、封筒、水の使用量の10%減
- ・電気使用量を増加させない
- ・低公害車の導入 (事務用公用車の5%)
- ・コピー用紙は全て再生紙 (古紙配合率100%、白色度70%) 等

〔推進強化〕 P D C Aサイクルの導入、行動目標の所管課の設定 (責任の明確化)、各所属における年度毎の努力目標の設定

節減効果 計画が達成できれば、県庁では平成14年度の1年間で約4,200万円 (計画期間の5年間で約1億2,600万円) の経費節減

認証取得 木曽川右岸流域浄水事業事務所 (各務原浄化センター) をはじめ必要な機関において、早期にISO14001の認証取得を目指す。

(なお、試験研究機関、上下水道事務所、病院などの所属においては、環境庁がISO14001の前段階的なものとして示した「環境活動評価プログラム」を平成10年度から併行して導入します。)

CO₂削減 地球温暖化防止のための京都会議(C O P 3)で、日本が提案しているCO₂削減目標「CO₂を2008年から2012年までに1990年レベルより5%削減」の達成を視野に入れた計画
〔本計画(H10-H14)〕 県庁のCO₂排出量を平成14年度に平成9年度レベル以下に抑制
〔第2期計画以降(H15-)〕 平成22年度(2010年)までに県庁で日本の削減目標を達成

平成10年度

廃棄物対策課産業廃棄物関係事業の概要

岐阜県衛生環境部廃棄物対策課

1 廃棄物処理マスター プラン

平成9年度の廃棄物総点検結果について分析作業を行い、その結果を基に県全体及び5圏域別の廃棄物処理マスター プランを策定する。

2 産業廃棄物実態

これまで5年毎に実施していた産業廃棄物実態調査を、多量排出事業者を中心としたアンケート調査など簡易な方法により毎年度実施する。

3 産業廃棄物適正処理の推進

岐阜県第四次処理計画に基づき、産業廃棄物の適正処理を図る。

4 中部圏広域処理構想の検討

広域臨海環境整備センター法により中部圏廃棄物対策協議会で検討する。

5 廃棄物不適正処理対策事業

(1) 廃棄物不適正処理に関する県民モニター等からの通報窓口、関係機関との連絡調整、行政措置方法等について定めることによって、不適正処理の防止を図る。

- ・岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱の制定
- ・県民監視モニターの設置 100人
- ・廃棄物不適正処理対策連絡会議の設置
(各県事務所)

(2) 不適正処理監視パトロール

「岐阜県産業廃棄物不適正処理防止パトロール実施要領」により、市町村、警察機関と緊密な連携を図り、計画的なパトロールを実施する。

6 廃棄物対策推進本部

最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の確保が困難となっており、また廃棄物の不法投棄の増加等の不適正な処理が大きな問題となるなど廃棄物対策は緊急の課題であるため、岐阜県廃棄物対策推進本部を設置して、廃棄物対策の五原則に基づいた廃棄物対策を総合的、全庁的に推進していく。

- ・平成8年4月9日 設置
- ・本部長 知事、本部員 関係部局長

7 廃棄物問題検討委員会

廃棄物問題については、県民の総意に基づき、打開策を真剣に見いだしていく必要があるため、専門家からなる委員会を開催し、率

直な意見・示唆を得ながら廃棄物行政に役立てるとともに、県民に対しても広く廃棄物問題について理解を得ていく。

- ・平成8年11月19日 設置
- ・座長 館 正知

8 廃棄物問題連絡協議会

廃棄物対策五原則に基づいて、岐阜県全体の廃棄物問題の対応策を競技するため、廃棄物処理の当事者の代表からなる協議会を設置。

- ・平成9年7月29日設置
- ・座長 岡本太右衛門

9 廃棄物処理施設専門家委員会の設置

廃棄物処理施設（焼却施設最終処分場）の設置の許可にあたっては、生活環境の保全について専門的知識を有する者の意見を聞く。

10 適正処理監視指導

(1) 排出事業所立入検査

保健所により計画的な立入検査を実施し、次の事項について監視指導を行う。

- ・排出業者の「自己処理責任の原則」の徹底指導
- ・排出抑制、減量化の推進指導
- ・リサイクルの推進指導
- ・多量排出事業所及び特別管理産業廃棄物

排出事業所に対して、産業廃棄物の処理に関する計画の作成指導及びその振興管理の徹底指導

- ・産業廃棄物の適正処理、適正委託及びマニフェストの励行の指導

(2) 産業廃棄物処理施設立入検査

①「岐阜県産業廃棄物に関する監視査察要綱」により、計画的な監視査察、立入検査等を実施する。

②焼却施設への立入検査を行い、必要に応じ排ガス汚染度を測定することにより、「消却に係る廃棄物処理基準」を遵守させる。又、許可対象施設については「ダイオキシン対策に係る構造基準維持管理体制」の遵守指導を行う。

③産業廃棄物最終処分場の廃止にあたっては、現場での確認検査を実施する。

11 県試験研究機関産業廃棄物の適正処理

排出事業者処理責任を適正に全うするため、県の試験研究機関（保健所を含む）で生じた有害汚泥及び引火性廃油、有害廃油を集積し、一括して処理委託する。

12 産業廃棄物処理技術検討調査

埋立終了した最終処分場（中部クリエイト事業団）を対象として、浸出液等の経年変化の動向を調査する。

平成10年度

環境総務課廃棄物指導係主要事業の概要

岐阜市生活環境部環境総務課

1 はじめに

今日、廃棄物問題につきましては、処理施設の建設、ごみの焼却等に伴って発生するダイオキシンの対策、不法投棄、産業廃棄物の野焼き等大きな社会問題となっており、市民の環境行政に対する関心はとみに強まっています。

以下、本市における産業廃棄物に関する事業計画の主なものをご紹介します。

2 岐阜県産業廃棄物対策基金

産業廃棄物の処理過程における不測の事態へ対応するため平成2年度から平成4年度の3カ年で、「岐阜県産業廃棄物対策基金」として3億円（将来的には10億円とする。）の造成が行われ、岐阜市においても393万円の出捐を行ってきた。

しかし、基金の目的、事業に照らして3億円では十分といえず、将来目標としてきた10億円の基金造成が急務として、平成8年度から3年間で造成を行う。本市においても3年間で866万8千円を出捐する。平成10年度は288万9千円を出捐する。

3 ダイオキシン対策

近年、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による環境汚染が大きな問題となっている。厚生省では、廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、廃掃法に基づく政令及び省令を改正し、許可対象範囲の見直しや、構造、維持管理基準を強化した。

- ・産業廃棄物焼却炉のダイオキシン類測定

4 適正処理の推進

(1) 産業廃棄物排出事業所立入検査

- ・汚泥、鉱さい等の溶出検査
- ・マニフェストの使用徹底
- ・産業廃棄物の適正処理
- ・産業廃棄物多量排出事業所の指導
- ・特別管理産業廃棄物排出事業所の指導

(2) 産業廃棄物処理施設立入検査

- ・最終処分場の排水・埋立物の溶出検査
- ・最終処分場周辺の井戸水検査
- ・適正処理の指導

(3) 産業廃棄物処理業者立入検査

- ・汚泥、鉱さい等の溶出検査
- ・マニフェストの使用徹底
- ・産業廃棄物の適正処理
- ・特別管理産業廃棄物の適正処理

(4) 不適正処理監視パトロール

- ・環境衛生週間の不法投棄集中パトロール
- ・岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱に基づくパトロール
- ・公害担当部署と合同パトロール

(5) 処理業者の育成指導

5 公共工事から発生する産廃の適正処理

岐阜市が行う公共工事から発生するすべての産業廃棄物について、処理計画書を作成し適正処理の推進を図る。

更に、公共工事から発生する建設廃材、木くず等は、できる限り再（生）利用を行うよう指導する。

6 その他

- ・法改正に伴う啓発冊子の作成
- ・産業廃棄物焼却炉の適正使用指導
- ・産業廃棄物処理推進協議会の育成指導

わがまちの産業廃棄物問題と対策

時代に呼応した廃棄物処理 とわが町の創造



各務原市長 森 真

岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、生活環境の保全、特に経済の伸長に伴って発生する産業廃棄物の適正処理業務に格別のご支援とご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて最近の新聞、テレビ等におきまして廃棄物の問題が取り上げられない日は一日とてなく、市民の皆様の廃棄物への関心はかつてないほどの高まりを見せております。中でも、ダイオキシンの害と産業廃棄物の不適正な処理につきまして繰り返し報道されるのを見ますときに、大量消費、大量廃棄を旨として発展した日本経済は、今や「廃棄物処理の自己完結」を考えなければ一歩も進めない段階に入っていることを痛感いたします。しかしながら、産業廃棄物の野焼きや不法投棄が後を絶たないのが現実であり、一部の心ない者が引き起こすこうした行為の処理に貴重な公費を投入せざるをえないのは本当に残念な思いがいたします。最近では、スカイ＆ランドパトロール作戦というヘリコプターと自動車の機動性を駆使した強力なパトロールが、県事務所、保健所、警察等の連携のもとに積極的

に展開されておりますが、大きな成果をあげられることを期待しております。

一方本市では、ごみ減量対策推進協議会を通して市民各位の協力をいただきながら、分別収集の徹底に努めております。従来はビン、カン等5種類の分別収集を行っておりましたが、平成9年度からは「容器包装リサイクル法」の趣旨に添ってペットボトルや紙パックの分別を開始し、現在は9種類の分別収集を行って、ごみ減量とリサイクルの推進に取り組んでおります。しかし、ダイオキシン問題に対する懸念から焼却によるごみの自家処理が減り、古紙市場の低迷を反映して古紙回収も振るわず、その結果、総人口は横ばいながらごみの収集量は増加傾向に転じつつあるのが現状であります。

こうしたことから本市では、築20年を経過した北清掃センターの更新と最終処分場の新設に向けた諸準備に平成10年度より着手いたします。さらに私は、快適な生活環境を守るうえで、また美しい都市形成のうえでも、緑したたる木々の果たす役割は大変大きいものがあると考えまして、政策の柱の一つとして「緑の倍増計画」を提唱しております。このことについても市民のご理解を得ながら実践してまいりたいと存じます。

最後になりますが、私は産業廃棄物の排出事業者の皆さんに、リサイクルを含めた「処理の自己完結」に向けた研鑽を積まれることを切望してやみません。また、岐阜県産業環境保全協会のご発展が、健康で快適な環境のもとでの市民生活を保証するものであると確信しております。今後のご精進を心よりお祈り申し上げます。

穂積町における廃棄物問題とリサイクル事業



本巣郡穂積町長 松野 幸信

日頃、岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には環境保全と廃棄物処理事業に対し、格別のご支援とご尽力を戴いておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の生活様式の変化など社会経済情勢を反映して、家庭及び地域から排出されるごみの量は益々増大し、質的にも多様化の傾向にあります。本町では第三次総合計画の基本構想において「水と緑の全町公園都市のまちの形成」の実現をめざし、公園、緑地の整備、快適環境の形成と公害防止及び廃棄物処理対策の充実を掲げております。町民が緑の中で働き、遊び、学べる快適な緑あふれる公共空間を確保し、安全で快適に過ごせる環境を維持向上するために、公害防止に努めるとともに、町民の環境美化に対する意識を高め、廃棄物のリサイクル、分別収集体制を一層強化する中で出来ることから具体的な施策として次のようなごみの減量化及び資源ごみの再利用の促進に努めております。

(1)「穂積町廃棄物減量等推進協議会」における生活環境の保全及び公衆衛生の向上のための推進体制の強化、充実と廃棄物についての協議

(2)資源類集団回収運動の展開と助成

新聞紙、ダンボール、牛乳パック等古紙、繊維類の資源ごみの有効利用促進事業の助成として子ども会、PTA等団体に対する助成

(3)空き缶（スチール、アルミ缶）回収機によるリサイクル事業

97年6月から磁気カード式の空缶回収機を設置しました。設置場所は、大手スーパー、JR穂積駅前、小学校、都市公園、役場等。町内の8500世帯及び子ども会、PTA、老人クラブ、町内会等の団体にあわせて1万枚の独自のリサイクルカードを配布し、空缶を投入すると1個1点がカードに加算され、500ポイントになると再生紙トイレットペーパー、タオル、石鹼、図書券、町指定ごみ袋などと交換ができます。また、子ども会等団体には報奨金を交付しております、社会福祉協議会に対し寄付がなされております。子どもからお年寄りまで楽しみながらリサイクルの実践活動にご協力戴いており、まちから空き缶のポイ捨てが一掃され環境美化につながる結果となりました。

この回収システムはアルミとスチール缶が自動選別され破碎されるため、質の高いリサイクル資源が回収でき、再生資源として売却できます。

また、従来型のプレス式に比べチップ状に破碎されるため、約2倍の量が本体機に収納でき、収集運搬コストが安価で済みます。年間推定約7百万個排出される空き缶の内、今年度で350万個と50%の回収実績となりました。98年度には同様なシステムでペットボトルの回収を開始する予定であります。

(4)「穂積町未来の森」の設置

ごみの減量化と資源ごみの有効利用等資源循環型社会の輪が一層広がることを願い、この度97年度事業として一般廃棄物焼却炉及び再利用可能な粗大ごみの展示、ぼかしの作成、環境及び廃棄物問題等の学習の場としての研修室を備えた総合リサイクル施設「未来の森」が完成しました。今後この施設を核として一般廃棄物の安全かつ適正な処理に努めるとともに、21世紀に向けてのリサイクル運動の拠点として住民の皆さんの一層の理解と参加を得ながら一歩一歩着実に実施していきたいと考えております。

終りに当ります、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げます。

第17回通常総会を開催 平成10年度の事業計画・予算を決定 総会に続いて記念講演会



第17回通常総会

第17回通常総会が去る3月19日に「サンピア岐阜（厚生年金健康福祉センター）」で川瀬岐阜県環境局長、森本岐阜県警察本部生活保安課長ほか多数の来賓ご臨席のもとに盛大に開催されました。

総会では小瀬理事長が、次のとおりご挨拶を申し上げました。

小瀨理事長挨拶

本日、ここに第17回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位を始め会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠にありがとうございました。御礼申しあげます。

当協会は、昨年産業廃棄物業界主体の団体

に会員としてご入会を頂き、組織の強化、研修会、海外、県外視察研修等の事業を順調に推進し、県市との交流も新しい視点からすすめてまいりました。

環境問題は、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等地球的規模で考えなければならない時代となっております。ことに、産業革命以降の工業化社会の成熟にともない、地球温暖化物質の代表格としての二酸化炭素の大 量放出により、大気中濃度が上昇をつづけております。このままの排出ペースをつづけますと地球全体の平均気温が上昇し、極地の氷が溶けて水位が上がり、水位の低い地域が水没してしまいます。異常気象は、地球全体にとって深刻な問題であります。昨年秋には京都会議において世界各国が温暖化ガス削減目

標に向かって協議し、先進各国が温暖化防止に数値目標を決めて削減に向かっての行動を始めるという京都議定書が採択されるなど大変意義ある成果となりましたが、その実効をあげるには、社会機構や経済の変革を覚悟しなければなりません。

また、昨年は廃掃法が改正され、罰則の強化多量排出事業者の処理計画等の明確化、ダイオキシン対策等が施行されました。本年は続いて、政令・省令の改正が施行され、廃棄物の処理施設の設置許可、維持管理状況等の記録・閲覧、最終処分場の維持管理積立金制度等処分場の基準が実施され、更に、電算化を目指しながら産業廃棄物の全部にマニフェストが適用されます。

県におかれましても本年は、こうした法令の改正によりまして「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の見直しを検討整備されますとともに、産業廃棄物対策にかかる懸案諸問題についてその方向が整備されることであります。我々産業廃棄物処理・排出業界にとりましてはこれを基準として適正処理の道が拓かれるものと期待するとともに適正処理による岐阜県産業の活性化推進を図らなければならないと思います。

しかしながら、この緊急課題に対する地元住民の理解は、一層困難となってまいりました。昨年6月に御嵩町で行われた全国初の最終処分場設置に対する住民投票に象徴されるように、産業廃棄物最終処分場の処理容量の逼迫状態を解決することは、今や緊急の課題となっております。最近マスコミ等によって連日のように報じられる不法投棄、不適正処理の問題は生活環境への影響のみでなく、岐阜県産業の衰退、停止をもたらすものとして誠に憂慮されるものであります。こうした嚴

しい社会情勢を克服し、産業環境を保全するという当協会の事業目的を達成するために、適正処理、再生利用等を推進し、生活環境を保全し産業の健全な発展を支援することによって県民福祉の向上への寄与を果たすため、会員の皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成10年度の事業計画、収支予算についてご審議をお願いするものであります。ご審議頂きますこれらの事業計画に基づき会員の皆様のご賛同を得ながら組織強化、産業廃棄物の適正処理の推進、リサイクル利用、情報伝達事業等の推進により一層の努力を図ってまいります。

また、この総会の席上におきまして産業廃棄物業務に永年勤続されました方々、創意工夫、関連業界育成等に積極的にご尽力くださいました方々をご顕彰申し上げ、そのご功績をお讃えいたすことになっています。皆様とともに心からお祝いと感謝を申し上げたいと存じます。

最後に本日ご多忙のなかご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、本協会に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。



ついで、梶原拓岐阜県知事祝辞を川瀬雅信岐阜県環境局長が代読され、中本貞実岐阜県議会議長からの祝電を披露したあと、産業廃棄物功労者の表彰式、議事と進められました。議事は日本環境株式会社代表取締役会長田中一郎氏を議長に選出して、第1号議案平成10年度の事業計画、第2号議案平成10年度収支予算について慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

功労者の表彰

本協会の表彰制度による産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第17回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)



河村 治



高橋良明



清水多摩江



堀田喜代子



渡辺 勝



高井春見



高山博明



井上 孝



武井利彦



(写真のお名前はいずれも
敬称略)

真鍋和正

○永年勤続功労 (個人の部)

河村製紙(株) 代表取締役

河村 治

大洋製紙(株) 代表取締役

高橋 良明

寿和工業(株) 常務取締役統括部長

清水多摩江

寿和工業(株) 経理部部長補佐 堀田喜代子

(株)東海事業 常務取締役 渡辺 勝

○創意工夫功労 (個人の部)

タカイ商事(株) 専務取締役 高井 春見

寿和工業(株) 水質課長 高山 博明

○関連業界育成功労 (個人の部)

リコーエレックス(株) 総務課参事

井上 孝

武勝製紙(株) 代表取締役会長 武井 利彦

バジエロ製造(株) 生産技術グループ長 真鍋 和正

○創意工夫功労 (団体の部)

住友大阪セメント株式会社 岐阜工場

学校法人大垣女子短期大学理事長
吉田三郎氏を迎

第17回通常総会で記念講演会開催

去る3月19日午後3時15分から「サンピア岐阜」において講演会を開催しました。当日は平成10年第17回通常総会が午後2時から開



記念講演する吉田三郎学校法人大垣女子短期大学理事長

催され、閉会後引き続いて開催されたもので、
講師には、学校法人大垣女子短期大学理事長
吉田三郎先生をお迎えしました。講演テーマ
は「21世紀における環境問題」～文明とリサ

イクルーについてと題して1時間30分にわたり、大変貴重なとくに江戸時代における文化について有意義なご講演をいただきました。

講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号でご紹介いたします。

第4回広報編集委員会

(1月27日午前10時30分から開催)

- 1 「ぎふ保全協会報」第34号の編集方針について
- 2 平成10年度事業計画（案）について

第2回適正処理委員会開催

(1月27日午後1時30分から開催)

平成10年度事業計画（案）について

第2回研修指導委員会開催

(1月28日午前10時30分から開催)

平成10年度事業計画（案）について

第3回総務委員会開催

(1月29日午前10時30分から開催)

- 1 平成10年度事業計画（案）について
- 2 平成9年度優良会員等表彰候補者推薦状況について
- 3 平成9年度第4回理事会開催（案）について

第4回理事会開催

2月19日(木)午後3時から「岐阜県県民ふれあい会館」特別会議室において平成9年度第



第4回理事会

4回理事会が開催されました。この理事会では、第17回通常総会に提案する平成10年度の事業計画案と平成10年度収支予算案の審議が主な議題で、併せて協会の表彰要綱に基づく平成9年度の優良会員等の被表彰者の選考が行われました。提案された議案は次のとおりで、いずれも全員一致で承認され3月19日開催の第17回通常総会への提案が決定されました。ただし、第6号議案補欠役員（理事）の選任については、今回は提案しないこととし、今後の情勢をみながら対応することに決定されました。また、優良会員等の表彰については、原案どおり永年勤続5名、創意工夫で3名、関連業界育成等3名の11名を表彰することに決定されました。

議案

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 平成10年度事業計画について |
| 第2号議案 | 平成10年度収支予算について |
| 第3号議案 | 平成9年度優良会員等表彰者の選考について |
| 第4号議案 | 第17回通常総会の開催について |
| 第5号議案 | 補欠役員（理事）の選任について |
| 第6号議案 | 新規加入会員の承認について |

第2回理事長・委員長会議開催

2月25日(水)午後2時から「岐阜県水産会館」会議室において平成9年度第2回理事長・委員長会議が開催されました。この会議には小



第2回理事長、委員会議

瀬理事長、清水副理事長、各委員長、県から川瀬環境局長、小野崎廃棄物対策課長、小川総括技術課長補佐、磯貝技術課長補佐兼産業廃棄物係長のご出席を得て当面する次の問題について要望、意見交換を行い県ご当局のご指導を得て大変有意義な会議となりました。

要望事項等

- 1 「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の改正について
法律、政令、省令等の改正に伴う当該要綱の改正にあたっては、協会の意見も聞いて頂きたいこと。
- 2 リサイクル製品の認定について
「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」の運用について
リサイクル製品として「一定期間運用されている」ことの条件について
- 3 「地球環境村ぎふ」事業の推進について

4 不適正処理の現状と課題について

県の考え方を聴き、業界の現状等について意見交換をおこなった。

中部4県産業廃棄物 不法処理防止合同会議

中部地域協議会主催で、中部4県産業廃棄物不法処理防止合同会議が平成10年2月5日名鉄グランドホテル花月の間において開催されました。

当会議には、各県廃棄物担当課、警察本部



中部4県不法処理防止合同会議

生活保安課、及び中部地域協議会関係者20名が出席し、各県の産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の設置状況、活動状況等の情報交換、防止対策の検討をおこないました。会議に引き続き、豊田市御船町の(財)豊田加茂産業廃棄物処理公社、御船最終処分場の視察を行いました。

当県からは、岐阜県衛生環境部廃棄物対策課小山正典課長補佐(警部)、岐阜市生活環境部環境総務課林秀行吏員、(社)岐阜県産業環境保全協会林杉雄専務理事が出席しました。

新規加入会員の紹介

2月19日開催の平成9年度第4回理事会において、次のとおり新規加入会員が承認されました。

<正会員>

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
中部コンピューター株式会社 ☎(058)279-1881	代表取締役会長 辻 正	〒501-6123 羽島郡柳津町流通センター1-8-4	—
有限会社久世樹脂工材 ☎(0584)81-6138	代表取締役社長 久世幸博	〒503-0008 大垣市樂田町3丁目29番地	収集運搬業
川口商店 ☎(0584)78-4600	川口喜義	〒503-0021 大垣市河間町3-44-3	収集運搬業
丸高産業株式会社 ☎(0585)22-3112	代表取締役 高田秋男	〒501-0614 揖斐郡揖斐川町長良582-15	収集運搬業
大和産業株式会社 ☎(0585)22-0802	代表取締役 渡辺主寿男	〒501-0606 揖斐郡揖斐川町房島1226番地の1	—
小塙メタル株式会社 ☎(058)327-3311	代表取締役 小塙貞彦	〒501-0224 本巣郡穗積町稻里545番地の1	収集運搬業
有限会社三貴工業 ☎(0584)89-3304	取締役社長 大平悌三	〒503-1915 大垣市北切石町2丁目67番地	収集運搬業

<賛助会員>

社名・TEL	代表者	住所	備考
株式会社三和サービス ☎(058)273-5653	代表取締役 林信之	〒500-8351 岐阜市清本町1丁目21番地	

<参考> 会員の状況（3月19日現在）

正会員	賛助会員	特別会員	計
184名	47名	2名	233名

平成10年度事業方針

去る3月19日に開催された第17回通常総会において、平成10年度の事業計画及び収支予算が決定されました。

平成10年度において本協会は、次の基本方針に沿って事業を進めてまいります。以下に総会で決定された「平成10年度事業計画」をご紹介します。

第1 基本方針

近年、環境問題は地球環境の保全等の観点から、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の見直しが求められ、次世代のため環境を保全し資源の節約を図り、将来にわたる持続的な発展を維持していくことが出来る社会へ構造転換が図られつつあります。こうした方向の中で産業廃棄物については、排出抑制を図るとともに、これを資源として有効に活用する循環型社会経済システムへの転換を図っていかなければなりません。しかし、リサイクル・減量化を行って廃棄物が減少しても、適正に処理するためには産業廃棄物の処理施設（最終処分場・中間処理施設）が確保されなくては健全な産業活動や良好な生活環境を維持することは困難であります。本協会はその確保を主な目的として活動して参りました。しかしながら、これらの処理施設の建設に対する地域住民の理解を得ることは一層困難な状況となっております。こうしたなかで県では、平成7年度末に「財團法人地球環境村ぎふ」を設立され、公共関与による産業廃棄物処理施設を設備していく計画が決定されております。当協会では「財團法人地球環境村ぎふ」が設立されたことにより、その使命の一端を果たしたとの認識にたち、平成9年度に、産業廃棄物処理・排出業界主体の団体として定款の変更を行いました。平成9年度にはその移行措置のすべてを完了しましたので、本年度は所期の事業目的を推進するための諸事業を行います。

国では昨年6月18日に廃棄物の適正処理を

確保するため、廃棄物の減量化、リサイクルの推進、廃棄物処理施設の設置・運営に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等を柱とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の大幅な改正を公布され、本年はすべてにわたって施行されることになります。また、昨年8月29日には同法政省令が改正されました。改正内容は、産業廃棄物処理施設として設置の許可が必要になる焼却施設の範囲の拡大、構造基準、維持管理基準、ダイオキシン類の排出抑制等の強化が図られたもので12月1日施行されました。こうした改正に係る内容の周知啓発をはかります。

廃棄物の適正処理について、本県におかれでは「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」を改正され、不適正処理に対する総合的な強化が図られております。また、資源循環型社会の構築のため、「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を制定し、リサイクル製品の利用促進を県下一丸となって促進するよう昨年12月には当該要綱に基づき10製品を認定されたところであります。これらの要綱の周知をはかり不適正処理の防止及びリサイクル製品の利用推進をはかります。会員に対しての情報伝達につとめ、新技術、会員業務についての広報につとめます。また、関連業界団体と連携を深め相互理解と協力につとめます。

このように産業廃棄物の適正処理、リサイクル利用等の事業を推進するとともに県民に対し、産業廃棄物に関する正しい知識と深い理解と協力が得られるよう、広報啓発活動を積極的に展開して参ります。

第2事業計画

1 組織強化事業

前年度定款変更により変更した新しい会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立と発展を期するため組織の拡大強化をはかります。

前年に引き続き、正会員特に排出事業者、及び賛助会員の加入促進を展開して参ります。

2 産業廃棄物の適正処理、リサイクル利用等に関する事業

研修事業、産業廃棄物の適正な処理、リサイクル等に関する調査研究、相談事業、情報収集等に関する事業を展開します。とくに会員の知識習得の機会として産業廃棄物の適正処理及びリサイクル利用に関する各種研修会を開催します。

3 情報伝達事業

(1) 産業廃棄物に係る情報を捉えその伝達に努めます。とくに法令等の改正に関する広報伝達を行うとともに解説講習会を開催します。

(2) 処理技術・処理施設の維持管理技術・処理施設・リサイクル利用技術の多様化、高度化に対応するために会員の要請に応じた専門研修会、展示会等の紹介をします。

(3) 会員に対し、雑誌いんだすと（毎月発行）、協会ニュース（随時発行）及び産廃手帳（1999年版）を配布します。

(4) 会員の業務に関する許可更新にあたり、事前にお知らせし業務の円滑な遂行に資します。

(5) パトロール車等による自主巡回活動を実施します。

(6) 会報を定期的（年4回）発行し、また、協会要覧（兼会員名簿）を作成し会員及び関係機関に配布します。

4 「財団法人地球環境村ぎふ」等への協力事業

(1) 「財団法人地球環境村ぎふ」或いは会

員の行う産業廃棄物処理施設の設置運営に協力します。

(2) 「財団法人地球環境村ぎふ」へ移管した「岐阜県産業廃棄物対策基金」の円滑な運営に参画し当該基金の目的達成に協力します。

5 協力交流事業

(1) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、社団法人全国産業廃棄物連合会、及びその下部団体並びに関連団体との交流をはかり相互理解協力に努めます。

(2) マニフェストの頒布事業、厚生大臣認定の各種講習会等の実施に協力します。

6 啓発普及事業

(1) 県民に対し産業廃棄物の適性処理、リサイクル利用等に関する正しい知識と理解を深めるための啓発事業を実施します。

(2) 「地球環境村ぎふフェア」の実施に協力します。

7 表彰事業

通常総会の席上で優良会員等を表彰しその功績を顕彰します。

8 その他関連事業

その他必要と認めた事業について、理事会の議を経て実施します。

事務局人事異動

当協会、井上千緒里書記は、本年3月31日付けをもって退職しました。井上書記は平成6年4月から4年間在職しました。この間、許可講習会、マニフェスト等を担当し、会員の皆様方から格別お世話になりました。心から感謝を申し上げますとともに厚く御礼申し上げます。

後任として、4月1日から、河島明香書記が担当致しますので前任者同様よろしくお願い致します。

岐阜県人事異動（関係分）

岐阜県は、4月1日付発令の定期人事異動を発表しました。関係分についてお知らせします。

部長級

現職名	転入者・補職・氏名	転出先・補職・氏名
衛生環境部参与 副理事長(財)地球環境村ぎふ)	参事 児玉紘三 専務理事兼事務局長((財)地球環境村ぎふ)	参与 村木光男 理事長(財)文化財保護センター

次長級

現職名	転入者・補職・氏名	転出先・補職・氏名
衛生環境部次長	参事兼農政企画課長 高木勉	飛騨県事務所長 沼波豊
環境局次長(新設)	参事兼市町村課長 亀山穂	—

廃棄物対策課

現職名	転入者・補職・氏名	転出先・補職・氏名
廃棄物対策課長 兼地方自治大学校	廃棄物対策課長 小野崎弘樹	—
衛生環境部課長(財)地球環境 村ぎふ派遣・事務局長	警察本部交通企画課管理官 三輪功	—
総括技術課長補佐兼リサイク ル推進室長	大垣保健所環境衛生課長 立木伸	生活衛生課総括技術課長補佐 小川宗治
課長補佐(財)地球環境村ぎふ派遣	多治見土木事務所管理課長 朝倉芳夫	農業経済課総括課長補佐兼 庶務係長 田宮仁史
技術課長補佐 兼産業廃棄物係長	伊奈波保健所技術課長補佐兼環 境衛生係長 松岡由尚	環境管理課技術課長補佐兼水 環境係長 磯貝義博
地球環境村担当主査(チーフ)	地球環境村担当主査 所博文	—
融資指導担当主査	熊崎浩之	経営企画課主査 山本芳樹
主任技師	大野保健所主任技師 安江智雄	関保健所兼加茂保健所 主任技師 松波健二
主任	武儀県事務所主任 安田暁	伊奈波県事務所主任 西哲也

お知らせ

岐阜市人事異動（関係分）

岐阜市は、4月1日付発令の定期人事異動を発表しました。関係分についてお知らせします。

部長級

現職名	転入者・補職・氏名	転出先・補職・氏名
生活環境部長	生活環境部参与 江口 弘	理事兼市長室長 小椋 卓

次長級

現職名	転入者・補職・氏名	転出先・補職・氏名
生活環境部次長	生活環境部次長兼環境総務課長 後藤 豊重	――

環境総務課

現職名	転入者・補職・氏名	転出先・補職・氏名
環境総務課長	経済総務課企画管理監兼課長 補佐 川瀬 和幸	――
廃棄物対策監兼課長補佐	企画管理監兼課長補佐 松山 俊博	――
廃棄物指導係長	主任 福井 悅男	水道部水質管理課 副主幹 杉山 哲
主任	環境二課主任 宮居 仁志	――
主事	環境施設課 中村 修	高齢福祉課 林 秀行

※会員・読者のご意見ご質問にお答えする※

産業廃棄物 Q & A

先に開催された広報編集委員会において、会報の編集にあたって今後皆様からのご意見ご質問を誌上で取り上げ、お答えすることが決定されました。会員の皆様には、このことを「保全協ニュース」(平成10年3月4日第6号)にてお知らせしましたが、とくにご意見ご質問等もなく、本号では、電話照会のありましたものについて、ご参考までに掲載します。(社団法人全国建設業協会編集『Q & A 建設廃棄物処理とリサイクル』より転載)=事務局=

Q) 建設汚泥の処理はどのようにすればよいのですか。

A) 汚泥は、「廃棄処理法」で、産業廃棄物として分類されています。

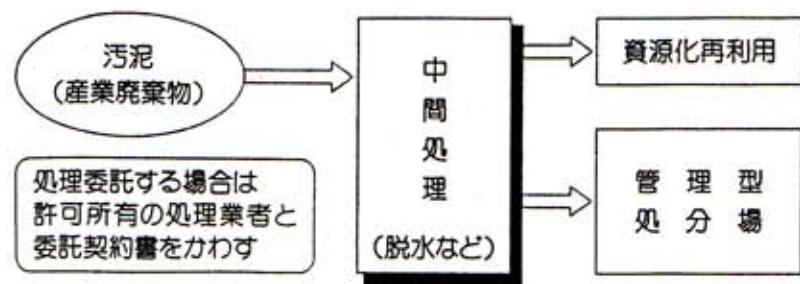
建設汚泥(建設工事で発生する汚泥)を適正に処理するには、他の産業廃棄物と同じように汚泥の産業廃棄物処理業の許可を受けた収集運搬業者や処分業者と、事前に書面による委託契約を結んだうえで、適正に処理する必要があります。

また、建設汚泥の最終処分は、管理型処分場で処分する必要があります。

また、減量やリサイクルのため、脱水などの中間処理をすることが望ましく、この場合の注意点として、次のようなことがあります。

1. 処分場に埋立処分する時は、流動性がなくなるまで中間処理します。

2. 建設汚泥の脱水施設等の構造及び維持管理については、「廃棄物処理法」のほか、「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「騒音防止法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」などの公害規制関係法令や、地方公共団体の公害関係の条例を事前に調査し、必要な届出を行う必要があります。
3. 排水を直接河川へ放流する場合においては、「河川法」の適用を受けます。
4. 天日乾燥施設においては、特に部外者の立入防止措置を講じなければいけません。
5. 建設汚泥を脱水したり、石灰を加え、発熱及び水和反応によって汚泥の性状を変える施設であって、処理能力が10m³/日を超えるものは、事前に産業

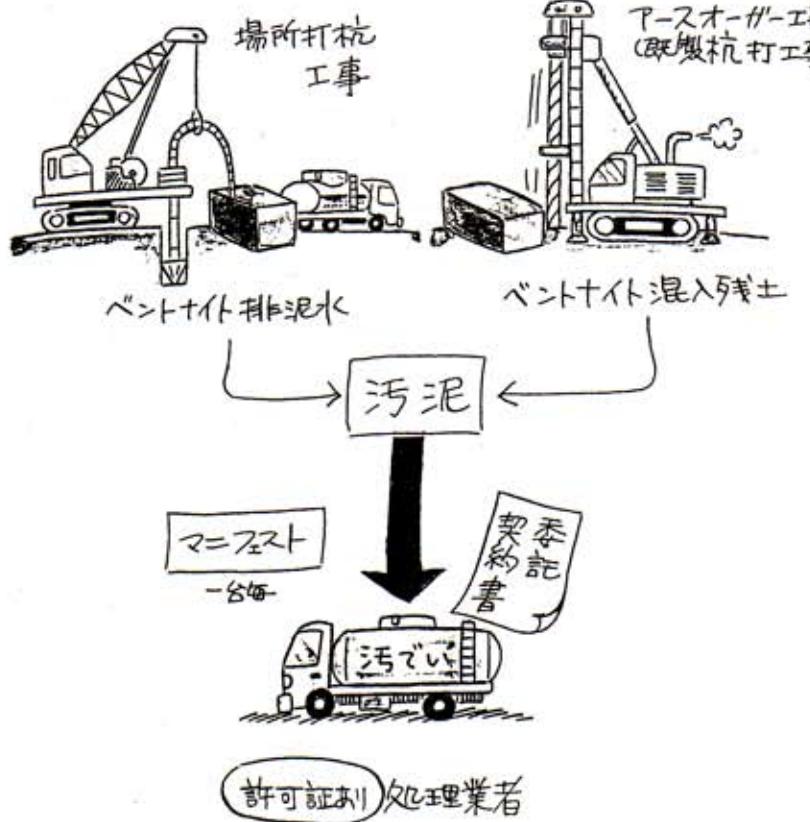


廃棄物処理施設として許可を受ける必要があります。

天日乾燥施設では、処理能力が100m³/日を超える施設がこれに該当します。

- Q) ベントナイト廃液と掘削残土の混合物は、産業廃棄物ですか。また、その処理方法について教えてください。

- A) ベントナイト泥水を用いた場所打杭工事などで発生するベントナイト廃泥水や、ベントナイト泥水の混じった泥状の掘削残土は、「廃棄物処理法」での分類で、汚泥に該当します。



このため、汚泥処理の許可を持つ処理業者と、書面による委託契約を締結したうえで、1台ごとにマニフェストを交付し、処理を委託する必要があります。

現場内でベントナイト泥水の混入した含水率の高い泥状物を、天日乾燥や化学的処理により改良した残土についても、産業廃棄物の汚泥に該当しますので、上記の処理を行う必要があります。(Q43 土砂と汚泥の区分、Q69建設汚泥の再利用、Q70指定制度も参照してください。)

- Q) 土砂と汚泥の区分の基準について教えてください。

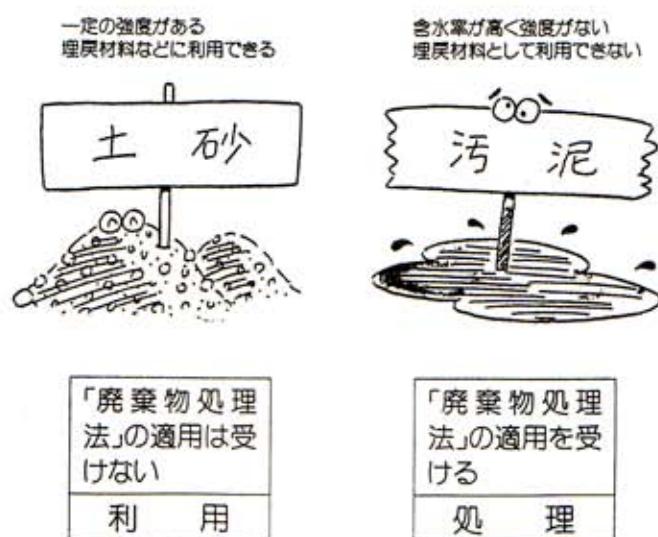
- A) 土砂には、砂、砂利、岩石を碎いたもの、粘土、シルトなどがあり、そのものの自身一定の強度を持ち、埋戻材料、路床材料、宅地造成用材料として利用されるものです。したがって、「廃棄物処理法」で規定されている産業廃棄物の適用を受けません。

一方建設汚泥は、「含水率が高く、粒子の微細な泥状の状態で、流動性をもつ

た掘削物」であってそのままでは、埋戻材料として使用できないものとのことで、産業廃棄物としての処理が必要となります。

この「泥状の状態で流動性をもった掘削物」とは、掘削物を標準仕様のダンプに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態のことをいいます。このような状態を土の強度をあらわす指標でいえば、コーン指数 (qc) がおおむね $2\text{ (kg/cm}^2)$ 以下又は一軸圧縮強度 (qc) が、おおむね $0.5\text{ (kg/cm}^2)$ 以下です。

したがって、地中連続壁や基礎杭の施工で発生する排泥水だけでなく、一般的な掘削工事で発生する泥状の状態で流動性のあるものは、建設汚泥としての処理が必要です。



- Q) 工事で発生した「ガラ混入土は埋立土として使用してもよいですか。」

A) 土砂は、一般的に利用可能なものとして、埋戻材料や宅地構造材料として用いられるものであり、「廃棄物処理法」でいう廃棄物には該当しません

一方ガラは、産業廃棄物の分類で建設廃材又は、ガラスくず及び陶磁器くずには該当し、「廃棄物処理法」の適用を受けます。

ガラ混入土について、「廃棄物処理法」では明確な規定はありませんが現状では、目視できるガラが混入した土砂は廃棄物として取り扱われる場合がありますので、注意が必要です。

なお、平成2年6月総合的建設残土対策研究会の報告書の中で、施工性や強度的に盛土材として使用できる残土の範囲を、次のように定義していますので参考にしてください。

「残土とガラ混り土を区分する土質工学的指標は、ガラの最大粒径及び混入率(重量比)とし、最大粒径30cm以下かつ混入率30%以下を残土とし、それを超えるものは廃棄物(建設廃材)とする。」

しかし、上記の限度であっても、現場内での再利用は発注者との協議が必要となることもあります、また、再利用する目的で近隣などに仮置したままの状態で放置すると、不法投棄とみなされますので、注意してください。また、ガラ混入土を売却する場合は、有価物として売却するのであれば、「廃棄物処理法」の廃棄物に該当しませんので、法律の適用を受けません。

お願い

く会員の新規加入について

会員各位のご協力をお願いします。>

会員の新規加入につきましては、日頃より会員の皆さまのご協力を得て勤奨し増強を図っているところではありますが、残念ながら当協会の組織率は未だ極めて低いと言わざるを得ない現状であります。

平成9年6月総会において、定款の一部改正を行い排出事業者の方々も正会員にご入会いただけるよう改正いたしました。

つきましては、ただ今会員の新規加入について、1社でも多くの方々に当協会活動をご理解願い入会していただけますよう、組織の拡充強化を図っております。

会員の皆様方におかれましては、お知り合いの未加入業者の方々へのおすすめ、お取引先の排出事業者の方々または、賛助会員の構成員の方々に正会員または賛助会員としての入会をおすすめくださいますようお願い申し上げます。

■入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受け付け後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

■入会金

正会員 10,000円 ※賛助会員については、入会金はいりません。

■会費

●正会員

区分		金額	区分		金額
産業廃棄物 処理業者	収集運搬の許可	月額 10,000円	排出事業者	月額 10,000円	
	中間処理の許可	月額 10,000円	再生利用指定業者	月額 10,000円	
	最終処分の許可	月額 10,000円			

●賛助会員 賛助会員 年額 30,000円

■納入方法

会費は、四半期毎に請求書を送ります。（但、賛助会員は年1回）

詳しくは事務局に問い合わせください。

平成10年度厚生大臣認定各種講習会開催日程

平成10年度の厚生大臣認定新規・更新許可講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の日程が下記のとおり決定になりましたので、近県開催分をお知らせします。

講習会申込手続き（岐阜の場合）

- 受講希望者は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。
- 受講申込者が定員に達したときは、受付を停止いたします。
- 受講申込書（実施要領）は、当協会又は県立各保健所（岐阜市の場合は岐阜市環境総務課）で入手して下さい。

各種講習会開催日程

区分		岐 阜	愛 知	三 重	静 岡
産業廃棄物 新規	収集運搬	9月29日～30日	6月24日～25日 12月9日～10日	8月4日～5日	11月11日～12日
	処分			7月7日～10日	
産業廃棄物 更新	収集運搬	8月20日	平成11年1月 27日・29日・30日	5月12日・13日	10月29日
	処分		平成11年 1月27日～28日	5月13日～14日	10月29日～30日
特管産業廃棄物 新規	収集運搬	10月13日～16日			
	処分				
特管産業廃棄物 更新	収集運搬		11月26日		10月27日
	処分		11月26日～27日		10月27日～28日
特管物 管理責任者		8月21日	5月26日 12月11日	7月22日	5月29日

〈講習会に関しての問い合わせ先〉

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

マニフェスト購入の手続きについて

マニフェストの使用は、最近、非常に多くなってきており、法律上義務付けられている特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの使用は当然のこととしても、現在のところ行政指導として行われている特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物に係るマニフェストの使用を、さらに拡大していきたいと努力しております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

マニフェストの購入は、本協会で次のように行っております。

記

1. 現金にてご購入の場合

現金での購入は、当協会事務所へお越しの場合のみに行います。この場合、現物と引替え払いにて所定の領収書を発行します。

2. 振込みにてご購入の場合

マニフェストを購入される際に、当協会発行の郵便局の「振込通知票」をお渡ししますので、これにより、必ず、マニフェストを購入された月の翌月の10日までに郵便局へ振り込んで下さい。(この場合振込み手数料は当協会が負担します。)

3. マニフェスト送付希望の場合

遠隔地等で当協会へ出向くことが出来ない方は、次頁の申込用紙をコピーし、必要事項を記入の上、FAX送信により当協会へ申し込んで下さい。申込用紙が到着次第、宅急便にて送りますが、送料は着払とさせて頂きますので、購入者でご負担をお願いいたします。代金の支払いは「振込通知票」を同封いたしますので前掲載どおりお願ひいたします。

【マニフェストの頒布価格】

マニフェストの種類	単 値	価 格
産業廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(4枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
建設廃棄物(5枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円
感染性廃棄物(6枚綴り)	1箱(100セット入り)	2,500円
感染性廃棄物(8枚綴り)	1箱(100セット入り)	3,500円

【マニフェスト購入申込先】

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内
(社)岐阜県産業環境保全協会
TEL058-272-9293
FAX058-272-6764

「マニフェストシステムがよくわかる本」があります



社団法人全国産業廃棄物連合会にて、マニフェストシステムの一層の普及促進を図るために、特別管理産業廃棄物を含むすべての種類のマニフェストの使用について分かり易く説明した小冊子「マニフェストシステムがよくわかる本」が作成されています。産業廃棄物処理の流れ・産業廃棄物の種類・マニフェストの種類・記入の仕方などが、絵や図により説明されています。ご希望の方は、下記までご連絡下さい。

(本協会員は無料、その他は1冊100円でお分けします。)

(社)岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

(担当:河島)

*No. _____ ~ _____

*No. _____ ~ _____

マニフェスト購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(1箱=100セット入)

区分	単価(円)	数量(箱)	備考
産業廃棄物マニフェスト(4枚綴り)	2,500		
建設廃棄物マニフェスト(4枚綴り)	2,500		
建設廃棄物マニフェスト(5枚綴り)	2,500		
特別管理産業廃棄物マニフェスト(6枚綴り)	2,500		
特別管理産業廃棄物マニフェスト(8枚綴り)	3,500		
感染性廃棄物マニフェスト(6枚綴り)	2,500		
感染性廃棄物マニフェスト(8枚綴り)	3,500		

平成 年 月 日

*支払方法	振込 No
	現金
	*整理

住 所 _____

会社名 _____

代表者又は _____

取扱責任者 _____ 印

電話番号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

お知らせ

事務局から

産業廃棄物処理業等にかかる諸手続きについて。

産業廃棄物処理業の新規・更新等の許可申請をされる方で行政書士に依頼を希望されます方は、行政書士を紹介します。詳細は事務局まで。



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

編集後記

四月という月は、新しい仕事や学業への挑戦が始まるといった感じのする月で、年が改まってお目出度いとするお正月とは一寸違つてなにか凛とした気分になるのは私だけでしょうか。

この一年を振り返ってみると産業廃棄物の不法処理問題や、ダイオキシンによる自然界の汚染など、各所で大きな社会問題として取り上げられた事件が多発しました。しかも、これらを適切に処理するには膨大な費用と時間を必要とし、簡単に解決できそうな問題とは思われません。

私は、関係業界に身を置く一人として、一層の知恵と勇気を出して、不断の努力を積み重ねていく以外に道はないと思っています。その目標として、私は、次の3点を掲げ、常

に心に念じております。

一つは、物を大切にすることです。物にも命があります。大切に扱えば、きっと私達の役に立ってくれるでしょう。

二つは、自然に学ぶ心を持つことです。人間は、自然から生まれました。自然の意志に叛かない知恵を学びとる心が必要かと思います。

三つは、人間どうし争わないことです。自分の立場だけで損得を計算せず、私達の子孫の立場で最も賢明な解決方法を選択したいものです。

本誌が、皆様にご愛読いただいておりることに心から感謝を申し上げますとともに、未熟ではありますが誠心誠意努力して参りますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。
(山村けい)

ぎふ保全協会広報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和

野々村 清

坂井 修

大藤 正幸

中尾 勝

加藤 宏

■広告掲載社名

コマツ岐阜(株)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)



協会のシンボルマーク

平成10年3月31日発行 第34号
編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長 小瀬洋喜
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社